

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	<p>1 畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領及び国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱・事業実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び畜産環境問題の解決等を図るための施設の整備及び家畜の導入等に必要経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 ① 家畜飼養管理施設等の整備 ② 家畜の導入（農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。）</p> <p>(2) 国内肥料資源利用拡大対策事業（畜産環境対策総合支援事業） ① 家畜排せつ物処理施設等の整備 ② ①の施設と一体的に整備する設備・機械</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等</p> <p>【事業主体】 畜産クラスター協議会等</p> <p>【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等</p>	<p>(1)①2分の1以内 (1)②2分の1以内 妊娠牛(上限275千円/頭)繁殖に供する雌牛(上限175千円/頭)繁殖に供する雌豚(上限40千円/頭) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p> <p>(2)2分の1以内</p>	<p>1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減</p>	無	要 (畜産環境対策総合支援事業については、農政局が不要とした場合は不要。)	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会 【事業主体】 畜産クラスター協議会	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	無	要 (畜産環境対策総合支援事業については、農政局が不要とした場合は不要。)	[状況報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	2 家畜改良増殖総合対策事業（全国和牛能力共進会出品体制強化事業）	<p>全国和牛能力共進会の出品に向けた、肉用牛の改良加速化に必要な地域の高能力若雌牛の把握及び農家所有の高能力ドナーからの採卵に必要な経費</p> <p>(1) ゲノミック評価費 (2) 農家所有の雌牛からの採卵費</p>	交付決定の日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	<p>(1) 定額 (ただし、1頭当たりの上限は、16千円)</p> <p>(2) 定額 (ただし、1頭当たりの上限は、310千円)</p>	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	3 家畜改良増殖 総合対策事業 (家畜導入事業)	農業協同組合等が取組む以下の事業に必要な 基金の造成に要する経費に対して補助する場合 における当該補助に要する経費 (1) 肉用牛導入 (2) 高品質乳用牛導入	4月1日から3月31日 日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 【基金造成主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合	(1) 定額 基金から補助金額を取り崩す場合は、肉用育成雌牛は対象経費の100分の25.2、肉用成雌牛は対象経費の100分の15.3の額。ただし、1頭当たりの補助額の上限は92千円とする。 (2) 定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は72千円とする。	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助対象経費欄に掲げる経費の相互間におけるいずれか低い額の30%を超える増減 4 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	4 家畜生産基盤総合対策事業（家畜改良増殖対策事業（乳用牛））	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良のために実施する次の事業に必要な経費 （1）乳用牛群検定普及定着化推進	4月1日から3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内	検定農家総数の20%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）乳用牛改良加速化事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで		2分の1以内 （ただし、1回当たりの補助額の上限は、ゲノミック評価分析2千円、採卵支援10千円、受精卵作成・技術支援15千円、移植促進5千円とする。）	事業費の30%を超える増減	無			
	5 家畜生産基盤総合対策事業（みつばち転飼調整事業）	熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び理解醸成資材作成経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内		無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	6 家畜畜産物価格安定対策事業（肉用子牛価格安定事業）	公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金を造成する事業の実施に必要な経費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立金の4分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 家畜畜産物価格安定対策事業（肉豚価格安定事業）	補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 独立行政法人農畜産業振興機構 公益社団法人熊本県畜産協会 一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 独立行政法人農畜産業振興機構	生産者積立金の6分の1以内(上限額100円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8 家畜畜産物価格安定対策事業（鶏卵価格安定事業）	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵価格差補てん事業）に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体 【事業主体】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体	生産者積立金の12分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	9 畜産総合対策事業	<p>農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施する次の事業について、当該事業実施に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>施設整備</p> <p>(1) 飼料作物作付及び家畜放牧条件整備</p> <p>ア 飼料作物作付条件整備</p> <p>イ 放牧利用条件整備</p> <p>ウ 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>(2) 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>ア 畜産物処理加工施設</p> <p>イ 家畜市場</p> <p>ウ 家畜飼養管理施設</p> <p>エ 自給飼料関連施設</p> <p>オ 家畜改良増殖関連施設</p> <p>カ 畜産周辺環境影響低減施設</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会</p> <p>【事業主体】</p> <p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 中間業者 公益社団法人等</p>	<p>2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】</p> <p>補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p>
	<p>(ただし、知事が別に定める概算払の請求をもって代えることができるものとする)</p>									<p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>
	10 環境保全型農業総合支援事業	<p>農業協同組合等が、家畜排せつ物の適正な処理と有効利用及び堆肥の広域流通を図るため実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 地域連携堆肥流通促進対策</p> <p>(2) 耕種地帯堆肥利用体制整備対策</p> <p>(3) 地域環境調和型畜産施設緊急整備</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団</p> <p>ただし、農事組合法人及び営農集団が事業主体として実施する場合は市町村が補助事業者として実施するものとする。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>(ソフトについては上限 1,000 千円)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】</p> <p>補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	無	要	<p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	11 自給飼料増産総合対策事業	<p>事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 飼料生産組織支援対策事業 コントラクター等育成・強化推進</p> <p>2 自給飼料等利用拡大支援事業 (1) TMRセンター育成・強化推進 (2) 自給飼料利用基盤強化</p> <p>3 採草・放牧地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域等の採草・放牧地における自給飼料増産に必要な経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農業者の組織する団体</p> <p>【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農業者の組織する団体</p>	<p>2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 くまもと畜産物流通戦略対策事業 (熊本県産地鶏生産流通対策事業)	<p>熊本県高品質肉鶏推進協議会が、県産銘柄鶏肉(天草大王)の生産及び流通の定着を図るため実施する事業に必要な経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	熊本県高品質肉鶏推進協議会	<p>2分の1以内 (上限520千円)</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	13 くまもと畜産物流通戦略対策事業(食肉流通体制強化推進事業)	<p>熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するため実施する次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 銘柄確立対策 県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程管理等に要する経費</p> <p>(2) 販路拡大及び消費拡大対策 県内外における県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベント出展やキャンペーン実施等の活動に要する経費</p> <p>(3) 指定店開拓・消費拡大対策 首都圏や関西圏等の大消費地において、取扱指定店の新規開拓や認知度向上・消費拡大のためのPR活動等に要する経費</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	<p>(1)、(2) 2分の1以内 (上限 2,622千円)</p> <p>(3) 定額 (上限 3,886千円)</p>	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	14 畜産物輸出拡大推進事業	<p>事業主体が、畜産物輸出拡大及び銘柄保護対策等の取組を実施する、次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 戦略的輸出拡大推進 畜産物の輸出に取り組む農業団体等が更なる販路拡大のために実施する、輸出国の開拓や販路開拓、輸出相手国における県産畜産物の銘柄保護のための商標等各種制度の調査・登録、より高度な畜・食肉加工技能体得に要する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日からの事業完了の日又は3月31日まで	(1) 農業団体、食肉センター、協議会等	<p>(1) 2分の1以内 (1事業主体あたり上限1,000千円)</p>	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	15 家畜伝染病防疫対策事業	1 公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を推進するために実施する次の事業に必要な経費 (1)自衛防疫推進事業 ア 推進会議開催に要する経費 イ 事業需要等調査に要する経費 ウ 広報に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	3分の2以内 (上限 544千円)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2)特定疾病損耗防止推進事業 ア 牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ 牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ アカバネ病予防接種に要する経費	4月1日から3月31日まで		1頭 36円 (上限 3,600千円)				有 (第9条第2項第3号該当)	要

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	16 畜産防疫体制強化事業	<p>畜産防疫体制強化の取組みに要する経費</p> <p>(1) 飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)を活用するもの</p> <p>(2) 地域における離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備及び野生動物侵入防止柵の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策整備交付金)を活用するもの</p>	4月1日から3月31日まで	<p>市町村</p> <p>農業協同組合中央会</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>農業協同組合</p> <p>自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体</p> <p>生産者の組織する団体</p> <p>特認団体</p>	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	17 「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業	<p>熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県産牛肉の需要拡大を図るため、新生「くまもと黒毛和牛」の全国区でのブランド力及び認知度向上と販路拡大のために実施する次の事業に必要な経費</p> <p>・新規取扱支援 首都圏の卸業者等の新規取扱を獲得するために行う取組みに要する経費</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	2分の1以内 (上限8,550千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	18 県産馬生産振興 対策事業	県産農用馬の生産基盤強化のために農業 団体等が取組む増頭のための体制整備や仕 組づくりを構築するために必要な経費	交付決定 の日から 事業完了 の日又は 3月31日 まで	農業協同組合連合会 農業協同組合等	2分の1以内	事業費の30%を超え る増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	19 熊本型放牧高度 化支援事業	1 高度化放牧条件整備事業 事業主体が、放牧管理の高度化等を図るた めに必要な以下の経費、もしくは、当該経費 に対して補助する場合における当該補助に 要する経費 (1)放牧管理の省力化の実証に要するICT機 器の導入 (2)家畜防疫に対応した放牧条件整備 (3)熊本型放牧拡大のための放牧条件整備 等	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承 認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 【事業主体】 農業協同組合 農業協同組合連合会 3戸以上で構成する営農集団等	2分の1以内 【事業主体へ の間接補助の 場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内を 限度とする	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超 える増減	無	要	[実績報告] 事業完了 時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 放牧牛導入補助事業 事業主体が、熊本型放牧の拡大を目的とし た肉用繁殖雌牛の導入を行い、農家に貸付け る場合における当該事業実施に必要な経費	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承 認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 公益社団法人熊本県畜産協会 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 等	定額 (ただし、1 頭当たりの補 助額は、肉用 繁殖雌牛は 100千円、とす る。)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	20 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	<p>畜産物輸出コンソーシアムが、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱・実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費</p> <p>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 コンソーシアムの設立並びにコンソーシアムが実施する輸出先国のマーケット調査及びPR活動・販促活動等に要する経費</p> <p>(2) 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業</p> <p>①牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求する頭絡による家畜の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、海外調査、試験的取組等に要する経費</p> <p>②血斑低減のための食肉処理施設の設備の改良、導入に要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>(1) 畜産物輸出コンソーシアム(コンソーシアムを設立しようとする者を含む)</p> <p>(2) (1)の事業を実施するコンソーシアム(コンソーシアムを設立しようとする者を含む)</p>	<p>(1) 定額</p> <p>(2) ①定額 ②2分の1以内(ただし1事業主体あたり上限10,000千円。)</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減</p> <p>4 補助金の増又は30%を超える減</p> <p>5 成果目標の変更</p>	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月20日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	21 「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業	<p>県産銘柄牛の認知度向上と販路拡大のため、首都圏出荷等に向けた取組みに要する経費</p> <p>(1) 首都圏流通ルート開拓支援事業 熊本県内から首都圏へ県産銘柄牛を生体及び枝肉で出荷する場合に要する掛かり増し経費</p> <p>(2) 首都圏流通ルート開拓支援推進事業 首都圏への生体出荷出発式、首都圏卸売事業者等を招いた枝肉共励会、商談会に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>(1) 農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合、食肉センター</p> <p>(2) 農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合、食肉センター、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会</p>	<p>(1) 定額</p> <p>(2) 2分の1以内</p>	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減</p>	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	22 BOD監視システム普及・定着実証事業	<p>県内への普及を目的として実証の為に導入するBOD監視システムの整備に要する経費(据付・設置費用含む)</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 株式会社 営農集団 畜産農家等</p>	定額(上限4,000千円以内)	事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	23 高品質堆肥生産・流通促進事業	1 良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 ペレット化等、堆肥を流通に適した形態へ加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団等	1 定額（上限100千円） 2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	24 国産濃厚飼料生産拡大推進事業	1 国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 3戸以上の営農集団	1 定額 2 2分の1以内	1 施行箇所又は設置箇所の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	25 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業	輸出拡大に必要な輸出対応型の産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設、乳業施設、畜産物加工施設における施設整備、機械導入、機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 公社（地方公共団体が出資している法人をいう） 事業協同組合連合会 事業協同組合 民間事業者（農林水産省畜産局長が別に定めるものに限る） 公益社団法人等（ただし、産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設の整備に限るものとする） 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体	2分の1以内	1 事業費の30%を超える増又は補助金額の増 2 事業費又は補助金額の30%を超える減 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月20日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
畜産課	26 耕畜連携飼料増産推進モデル事業	飼料生産・堆肥利用推進事業 耕畜連携による飼料の生産・調製及び堆肥の利用のために、農業者の組織する集団等に対して行う機械導入等に要する経費 (1)子実用とうもろこし生産推進 (2)堆肥利用・飼料生産体制整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	27 効率的子牛生産 酪農緊急支援事業	酪農家の所得向上と経営の安定化を目的とし、効率的に優良な後継牛を確保するために必要な性選別精液の購入に要する経費	4月1日から事業完了の日又は2月末まで	熊本県酪農業協同組合連合会	1/2以内 (ただし、乳用種性選別凍結精液1本あたりの上限5,000円、1発情あたり1本、かつ1頭あたり3回まで) 採卵においては1発情で3本までとする なお、当該事業実施期間内に利用した精液を対象とする	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	28 優良肉用牛生産 加速化事業	優良な肉用牛生産のために行う新技術(ゲノミック評価)の活用に要する経費	4月1日から事業完了の日又は331日まで	熊本県畜産協会	定額 (18千円/頭)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	29 配合飼料価格高騰緊急支援事業	1 コロナ禍において飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担する配合飼料価格安定制度の令和5年度における生産者積立金の一部助成に要する経費 2 1の実施にあたり生産者への振込に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 配合飼料価格安定制度に加入している生産者	1 定額(上限200円/t) 2 10分の10以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	30 熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に取り組む酪農家における購入粗飼料等価格の急騰に伴い増加した経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県酪農業協同組合連合会、阿蘇農業協同組合 【事業主体】 酪農経営体	定額(上限4,000円/頭)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	31 自家配合飼料製造者緊急支援事業	1 自家配合飼料を製造し、利用・販売した生産者等におけるとうもろこしの国内調達費用の一部助成に要する経費 2 1の実施にあたり必要な事務の実施に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 全国を包括する農業団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人熊本県畜産協会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県養鶏協会、農業者が組織する団体等 【事業主体】 自家配用とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造し、利用・販売した畜産農家等	1 定額(上限1,200円/t) 2 10分の10以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	32 酪農理解醸成・消費拡大緊急対策事業	牛乳・乳製品の価値観向上に必要な、機能性等の周知や消費拡大に向けた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日	農業団体 知事が特に認める団体	定額	1 事業費の30%を超える増又は補助金額の増 2 事業費又は補助金額の30%を超える減 3 事業実施主体の名称の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	33 養豚経営継続支援緊急対策事業	県産豚肉の消費拡大や豚肉生産への理解醸成活動、農場における生産性向上及びその他養豚経営の所得向上につながるもので県知事が特に認める取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	34 熊本県馬肉流通 合理化緊急支援事業	安全・安心な馬肉・馬刺しを供給するための馬肉のDNA検査やQRコードを活用した認証システム構築・試行に対する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県馬刺し安全・安心推進協議会	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日